

【北海道経済産業局様からお知らせ】

＝＝＝＝＝＝＝＝＝

＝＝＝＝＝＝＝＝＝

「持続化給付金」に関するお知らせ

～申請要領等（速報版）の公表及び相談窓口の設置について～

＝＝＝＝＝＝＝＝＝

先般より新型コロナ支援策の一環として公表されております、「持続化給付金（経済産業省）」について、4月27日（月）付けで申請要領等（速報版）が公表されました。

▼申請要領や申請方法動画は、こちらからご覧いただけます。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#90>

▼概要パンフレット

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

申請の受付はまだ開始しておりませんが、申請をご検討されている方におかれましては、上記ウェブサイトの申請要領等をご確認の上、申請の準備を進めていただきますようお願いいたします。

（補正予算成立後、確定版を公表し申請受付開始予定です）

▼相談窓口設置について

経済産業省及び各地方経済産業局に持続化給付金の相談窓口を設置いたしました。北海道の窓口は以下のとおりです。

<北海道経済産業局 相談窓口>

受付時間：平日・土日祝日ともに、9時00分～17時00分

直通番号：011-717-0551

※上記窓口は持続化給付金コールセンター開設まで受付予定。

<参考：持続化給付金とは？>

○概要

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、「事業全般に広く使える給付金」を支給するもの。

○対象者

・新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が「前年同月比50%以上減少」している者

・中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主や、医療法人・農業法人・NPO法人・社会福祉法人など会社以外の法人も幅広く対象

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

○給付額

法人200万円、個人事業主100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限

<参考：経済産業省の支援策全般について>

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

＝＝＝＝＝＝＝＝